

質問回答書

件名 職員業務基盤の最適化に係るグランドデザイン策定及びプロジェクト支援業務委託

文書名	頁	質問	回答
提案書作成要領	3	7 提案書の内容 (3) の 4 (2) 各作業への従事者体制と本市との会議体やコミュニケーション手法 について、本プロジェクトで貴市の Teams 環境（オンライン会議／チャット／ファイル共有）を利用可能かご確認願います。委託側で同等環境を準備する必要の有無を判断するための確認です。	<p>本業務の実施において事業者に対する横浜市の Teams 環境のユーザー貸与は想定していません。</p> <p>また、本市職員が利用する横浜市の Teams 環境では、Teams 会議の実施等の庁外の方との一部のコミュニケーションは可能ですが、制限設定により、チャット（Teams 会議チャットを除く。）、ファイル共有（メールでの送受信を除く。）の実施は許可されていません。</p> <p>このため、本業務遂行にあたりチャットやファイル共有ツールが必要な場合、受託者側においてご用意いただく必要があります。</p> <p>なお、その場合にご用意いただくツールは、Teams に限らず Google Workspace や Zoom、Slack、Box 等も選択肢として考えられますが、本市以外のテナントの Teams を含む各サービスの利用開始にあたっては本市内部での承認手続きが必要であり、当該サービスが安全なものであり、かつ適切に管理されていることを説明する必要があります。契約締結後速やかに利用開始できるよう、利用サービスやその管理体制の情報提供にご協力お願いします。</p> <p>なお、具体的なツール選定等の詳細については契約締結後で構わず、提案時点では特定ツールに囚われる必要はありません。</p>
提案書作成要領	3	上記 Teams 環境について、委託側の環境から接続可能かご確認願います。接続が不可の場合、貴庁へ来庁しての対応が必要かどうかの判断材料といたく存じます。	<p>本業務の実施において事業者に対する横浜市の Teams 環境のユーザー貸与は想定していないため、事業者はどの環境からの接続かに依らず、横浜市の Teams 環境の利用はできません。</p>
提案書作成要領	3	7 提案書の内容 4 (6) 本市職員との業務分担を検討するにあたり、特定部門（パイロットとして先行する 2 部門等）の積極的な協力（週 1 回×1h×4 回等）を得ることか可能かどうか。プロジェクトの推進計画を立案するにあたり判断材料といたく存じます。	<p>パイロットとして先行することを仮定した質問には回答できません。</p> <p>ただし本業務の実施において本市が必要であると判断した事項は他部署の調整を含めてできる限り協力します。</p>
提案書作成要領	5	提案書の各章（1～7）のはじめに、「差し紙」をいれようと考えていますが、この「差し紙」は、提案書のページ数にはカウントされない、と理解してよいでしょうか？	<p>はい。「差し紙」等の各章の仕切りとして挿入いただくものや、その挿入時に端数として発生する白紙ページは、提案書のページ数のカウント対象外とします。それらにはページ番号を振らないようお願いいたします。</p>

提案書作成要領	5	提案書の開示に係る意向申出書（様式5）は、提案書の紙媒体6部、すべてに綴じる必要がありますか？もしくは、提案書とは別に1枚、提出する方法となりますか？	提案書とは別に1枚で構いません。提案書のページ数のカウントにも含みません。
提案書作成要領	5	プロジェクト管理者・副管理者・チームリーダー・従事者の資格保有状況を証明するもの（写し可）、とワーク・ライフバランスに関する取組、障害者雇用に関する取組及び健康経営に関する取組を証明するもの（写し可）の各証明書の写しは、提案書の紙媒体6部、すべてに綴じる必要がありますか？もしくは提出部数と方法についてご教授ください。	提案書の紙媒体6部に綴じてください。ただし提案書のページ数のカウントには含まないものとします。
提案書作成要領	15	「15 無効となるプロポーザル」(4)において、「提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの」という記載がありました。 「7 提案書の内容」(3)に記載のある項目に加えて、目次・要旨を記載した場合も「提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの」に該当するという扱いになりますでしょうか。	該当しません。目次・要旨は記載していただいて構いません。なお、それらは総ページ数の上限(70)に含みます。
提案書作成要領	15	「15 無効となるプロポーザル」(4)において、「提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの」という記載がありました。 「7 提案書の内容」(3)に記載のある項目に加えて、前提条件を記載した場合も「提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの」に該当するという扱いになりますでしょうか。	該当しません。前提条件は記載していただいて構いません。 ただし、業務説明資料の内容を大きく逸脱する前提条件を付した場合、評価観点を確認できない等の影響が生じる可能性がありますので留意してください。
提案書作成要領	15	「15 無効となるプロポーザル」(4)において、「提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの」という記載がありました。 「7 提案書の内容」(3)に記載のある項目に加えて、補足事項（例えば「提案書評価基準」におけるカテゴリ「その他」の項目等）を記載した場合も「提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの」に該当するという扱いになりますでしょうか。	該当しません。例示されている「提案書評価基準」におけるカテゴリ「その他」に関する事項は記載いただいて構いません。 また、「7 提案書の内容 (3)」に記載のある項目に関連する補足事項は記載いただいて構いません。
業務説明資料	7	「7 業務内容」(4)に記載のある、「行政情報ネットワークにおける既存サービスの M365 移行検討業務委託」における検討結果を共有いただくことは可能でしょうか。	現時点で当該業務委託が完了しておらず、提案書の提出日までに検討結果を共有することはできません。